

# 確

定申告は必要ないが、市・県民税の申告が必要な方(例)

今年の1月1日現在、市内に

居住し、次に該当する方です。

(1) 給与所得者で、会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方

(2) 事業所得者などで、所得税及び復興特別所得税がかからない方

(3) 給与等の支払いを受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円以下の方

(4) 扶養になっっている方で、パートや内職などの収入がある方

(5) 公的年金などを受給している、市役所へ公的年金等支払報告書が提出されていない方

(6) 公的年金の収入が400万円以下で、それ以外に20万円以下の所得がある、もしくは、扶養などの各種控除の申告が必要な方



## 主な控除について

### 医療費控除について

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次により計算した金額を所得から差し引くことができます。

#### ◆対象

(1) 次のうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額

① 医師、歯科医師による診療代、治療代

② 治療、療養のための医薬品の購入費

③ あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費

④ 保健師、看護師、准看護師や特に依頼した人に支払った療養上の世話（在宅療養を含む）の費用

⑤ 介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価

⑥ 特定健康診査を行った医師の指示に基づき行われる特定保健指導の自己負担額（一定の診断基準を満たす場合に限り）

(2) 次のような費用で、診療や治療などを受けるために直接必要なもの

① 通院費用、入院の部屋代や食事代、医療器具の購入代や賃貸料で通常必要なもの

② 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入費用

③ 6カ月以上寝たきりの状態でおむつの使用が必要であると医師が認めた人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書が必要です）。介護保険の認定を受けている方で、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師が発行するおむつ使用証明書に代え、市で発行する書類により医療費控除が認められる場合があります。

※ 次のような費用は医療費控除の対象になりません

① 医師などに対する謝礼

② 美容整形や人間ドックなどの健康診断の費用（ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けるときこの費用は医療費に含まれます）

③ 疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費

④ 親族に支払う療養上の世話の費用

⑤ 通院のための自家用車のガソリン代、分べんのため実家に帰るための交通費

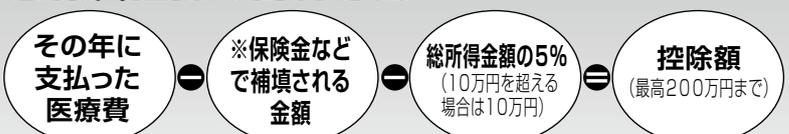
⑥ 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費

※ 医療費は、平成25年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。

#### ◆添付書類

医療費の領収書など  
※ 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は、「領収書など」には当たりませるのでご注意ください。

### 医療費控除の計算方法



※ 保険金などで補填される金額とは、① 社会保険などから支給を受ける療養費、高額療養費、出産一時金などのほか、② 医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院給付金などのことです

### 65歳以上で寝たきりの方等の障害者控除

65歳以上で寝たきり状態の方等は、障害者手帳が無くても障害者控除の対象となる場合があります。

控除を受けるためには、申告の際、障害者控除対象者認定書が必要になります。

認定書の発行についてのお問い合わせは、市高齢者支援課（2階）

☎ (20) 1572、FAX (20) 1610へ。